

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市東部在宅福祉センター
(2) 熊本市東老人福祉センター
- 2 指定管理者 東部福祉センター管理運営共同企業体
代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号
株式会社 パブリックビジネスジャパン
代表取締役 萩原 宣

熊本市中央区大江6丁目24番19号
九州綜合サービス 株式会社
代表取締役 尾池 千佳子
- 3 指定期間 自 令和3年4月1日
至 令和6年3月31日

(提出理由)

熊本市東部在宅福祉センター及び熊本市東老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。